

第5次綾部市総合計画
基 本 計 画

第1章

**市民が輝き共に
築くまちづくり**

第1節 人権尊重社会の実現	56
第2節 市民活動の促進	58
第3節 男女共同参画社会の実現	60
第4節 平和の発信と交流	62

1

第1節 人権尊重社会の実現

現況と課題

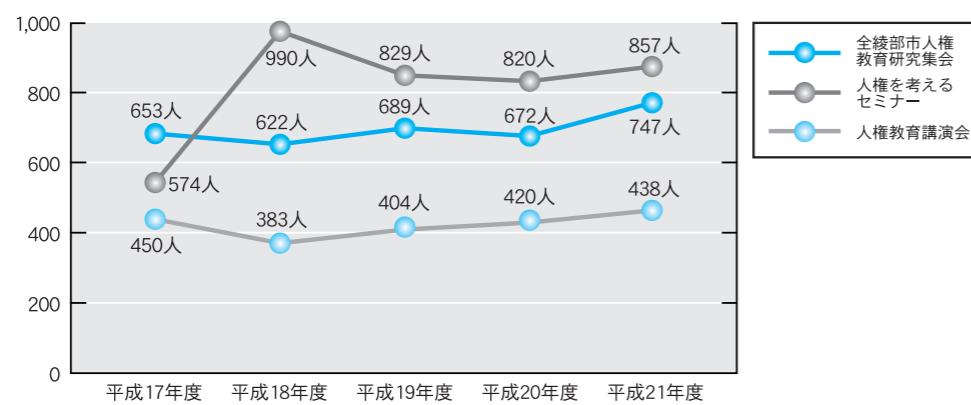
現況

- 同和問題を始め、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国人に対する差別や偏見をなくすため、様々な人権教育・啓発に取り組んでおり、人権問題の解決に向けて着実に進んでいますが、差別落書きや結婚差別等の心理的差別は依然として残っています。
- 綾部市では、人権尊重のまちづくりの指針となる綾部市人権教育・啓発推進計画に基づき、全綾部市人権教育研究集会、人権を考えるセミナー、人権教育講演会などを開催しています。
- 人権福祉センター（綾部会館、物部会館、栗文化センター）を福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして位置付け、各種相談業務、啓発・広報活動、地域交流などを実施しています。

課題

- 差別事象の根絶を目指して、市民一人ひとりが同和問題を始めとする人権問題の解決を自分自身の課題として捉え、行動につながる研修、啓発を推進する必要があります。
- 情報化が進む中、インターネットの匿名性を悪用した新たな差別事象も発生しており、相談支援体制の充実を図る必要があります。

■全綾部市人権教育研究集会等参加状況



施策の目標

- ◆綾部市人権教育・啓発推進計画に基づいた人権擁護推進の取組や人権意識の高揚に努め、一人ひとりが生きる喜びを感じられ、綾部に住んでよかったと言える、真に人権が尊重される心豊かな社会の実現を目指します。

計画

人権擁護の推進

- 人権擁護委員や弁護士等による人権相談、法律相談など相談活動を行います。
- 国・京都府等の関係機関との連携により、人権侵害に対し迅速に対応し、人権問題の解決に努めます。

人権教育・啓発の推進

- 学校・家庭・職場・地域社会との連携により、一人ひとりに人権尊重の理念が定着し、行動につながる人権教育を推進します。
- 関係機関等と連携し、同和問題を始めとする人権問題にかかる研修会や講演会を開催します。
- 地域の人権学習では、同和問題を始めとする人権問題の解決に向けて、公民館・地域教育推進員を中心に、自主的・主体的な人権教育活動を促進します。
- 相談体制や地域交流の充実を図るなど、より開かれた親しみやすい人権福祉センターの運営に努めます。
- 各地区公民館や綾部市人権教育推進連絡協議会などの市民団体の活動を支援します。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
人権福祉センター各種講座参加者数(年間)	6,019人	6,500人
全綾部市人権教育研究集会参加者数(年間)	747人	800人
人権を考えるセミナー参加者数(年間)	857人	1,000人
人権教育講演会参加者数(年間)	438人	450人
公民館人権研修参加者数(年間)	1,158人	1,300人

人権教育・啓発推進計画:「人権教育のための国連10年綾部市行動計画」を継承・発展させ、人権教育・啓発を総合的に進めるための計画。

コミュニティセンター:地域社会にあって、住民の地域共同体意識を高めるための施設。公民館など。

1

第2節 市民活動の促進

現況と課題

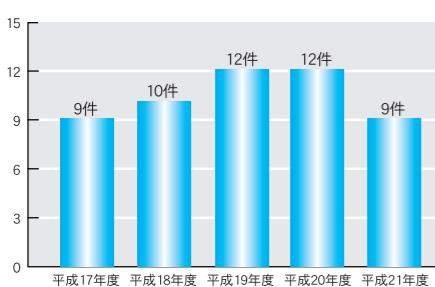
現況

- 綾部市では、地域の実情や住民ニーズに応じた諸課題に対して、住民自らが参加し、自主的に取り組んでいこうという機運が高まっており、190を超える自治会と12の自治会連合会が、地域コミュニティを支える中心的な組織として様々な地域活動を展開しています。
- *綾部市環境市民会議、*上林川を美しくする会、*NPO法人里山ねっと・あやべなどが、環境に配慮した取組や農村都市交流等の中核的な役割を果たし、様々な市民参加型事業を展開しています。
- ボランティア活動については、(福)綾部市社会福祉協議会と共にあやべボランティア総合センターを設立し、ボランティア活動への理解と普及を図るための支援を行っています。

課題

- 少子高齢化、山間地域の過疎化、価値観の多様化、自治会加入率の低下など様々な事情により、コミュニティの希薄化が進む中、地域の課題を住民自ら解決できる仕組みづくりや、再構築が求められており、市民活動がより一層活発に行われるよう環境を整備する必要があります。

■コミュニティ助成事業数



■あやべボランティア総合センター登録数



コミュニティ：地域社会、共同生活体。

綾部市環境市民会議：市民・事業者・行政が相互に協力・連携して環境保全への取組を推進する組織。

上林川を美しくする会：上林川の清流をよみがえらせ、次代に引き継ぐことを目的に、市民・事業者・行政の協働により河川の環境保全に対する自発的な取組を行う組織。

NPO法人里山ねっと・あやべ：豊かな自然や地域の伝統文化、知恵、情報、人脈などをいかした参加型の事業を展開する特定非営利活動法人。

施策の目標

- 市民がボランティアなどの多様な活動に積極的に参加できるよう、活動場所の充実や情報の共有化、人材育成などを図り、「市民一人1ボランティア」の実践による市民が主役の活力ある地域づくりを目指します。

計画

市民活動の支援

- 市民が主体的に実施する*コミュニティ活動、まちづくり活動を支援するとともに、自治会活動の拠点となる公会堂などの施設について、水洗化や耐震化も含めた整備・改修を支援します。
- 魅力ある自治会活動が展開できるよう、自治会連合会補助金等により支援します。
- *綾部市環境市民会議、*上林川を美しくする会や*NPO法人里山ねっと・あやべなどの活動を更に継続・発展させ、市民・事業者・行政の協働による市民参加型事業を促進します。
- 市民組織などが行う地域振興を目的とした地域活動を支援します。

ボランティア活動の支援

- あやべボランティア総合センター基本計画に基づき、様々な分野で活動する市民・団体を支援するとともに、各種講座を実施し、ボランティアの人材育成に努めます。
- 市民の自主的なボランティア等の活動拠点として整備したあやべハートセンターの利用促進を図ります。
- 綾部市災害ボランティアセンター連絡会など関係機関と連携を図り、災害ボランティア活動に対する支援体制を充実します。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
自治会加入世帯率	83%	85%
コミュニティ助成事業数(年間)	9件	15件
ボランティア総合センター登録団体数(累計)	92団体	100団体
ボランティア総合センター登録団体会員数(累計)	2,350人	2,600人
ハートセンター利用件数(年間)	372件	420件

1

第3節 男女共同参画社会の実現

現況と課題

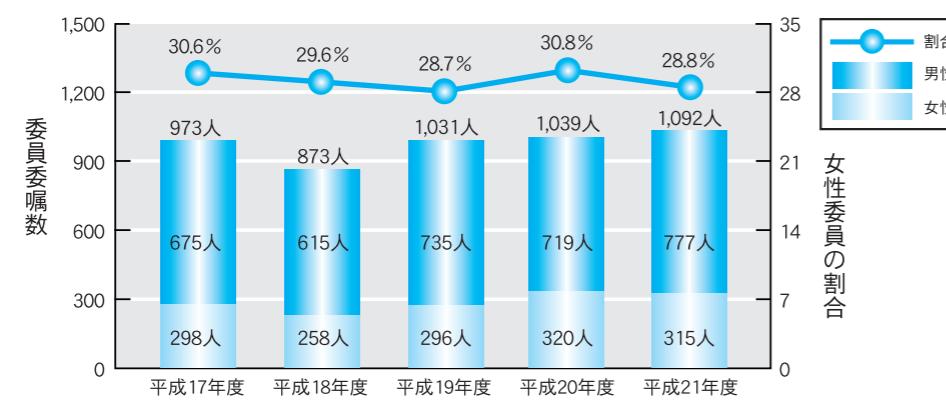
現況

- 男女共同参画社会基本法や男女雇用機会均等法等の法律や制度は整備されてきましたが、社会の慣習やしきたりにおける男女の不平等感があるなど、男女共同参画社会の実現に向けた課題が残されています。
- 性別による固定的な役割分担意識に基づく慣行が根強く残っており、女性の社会進出や経済的自立などを妨げる原因となっています。
- 配偶者等からの女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、極めて深刻な問題となっています。
- 綾部市男女共同参画条例に基づき第3次あいプランを策定し、男女が対等なパートナーとして、いきいきと活動できる男女共同参画のまちづくりを目指して取り組んでいます。
- 家庭や地域、職場における男女共同参画のリーダーを養成するため、あいアカデミーやあいフェスティバル等を開催しています。
- 女性グループのネットワーク形成や人材育成の促進など、男女共同参画の推進拠点として男女共同参画センター（あいセンター）を設置・運営しています。

課題

- 男女共同参画社会の実現に向け、男女が共に個性と能力を発揮し、責任を担うまちづくりを推進するため、一層の意識改革の推進と社会環境づくりに取り組む必要があります。

■各種審議会等への女性委員委嘱状況



男女共同参画条例:男女共同参画の推進に関する基本理念等を定めたもの。
あいプラン:男女共同参画政策を総合的に推進していくための計画。

施策の目標

- ◆男女がお互いの人格を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく社会のあらゆる分野で個性と能力を発揮し、共に生きる男女共同参画社会の実現を目指します。

計画

男女共同参画意識の確立

- 関係機関と連携し、*あいプランに基づいた各種施策を展開します。
- あいアカデミーやあいフェスティバルなどを開催し、意識改革を推進します。
- 家庭・地域・学校等と連携し、生涯にわたる男女平等教育を推進します。
- 国・京都府等と連携し、配偶者等からの暴力やセクシュアル・ハラスメントなど、性別による人権侵害をなくすための啓発、相談、支援体制の充実を図ります。
- 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、学習機会を提供するなど、意識改革を推進します。

男女共同参画社会形成の推進

- 国・京都府等と連携し、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法など、関係法令の周知や普及の促進に努めます。
- 企業等において女性の参画拡大の取組が積極的に行われるよう国・京都府等と連携し、啓発に努めます。
- 行政、地域活動における政策や方針決定の場への女性の参画を促進します。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
審議会・委員会等における女性委員の比率	28.8%	40.0%
男女共同参画講座参加者数（年間）	316人	550人



あいフェスティバルでの講演会

セクシュアル・ハラスメント:性的いやがらせ。特に、職場などで男性から女性に対して、または女性から男性に対して行われる性的、差別的な言動。

1

第4節 平和の発信と交流

現況と課題

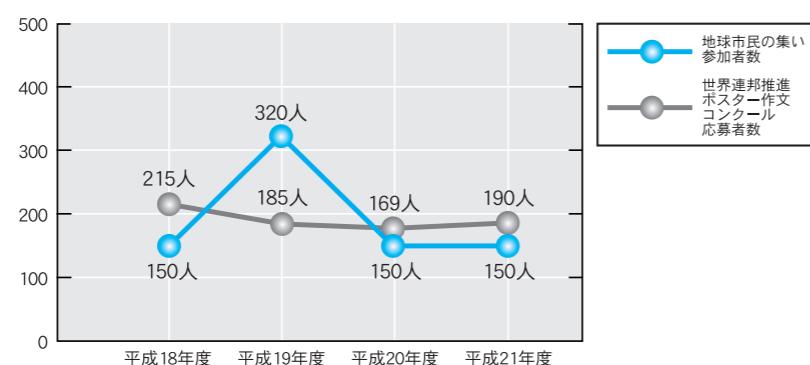
現況

- 綾部市は昭和25年10月14日、全国に先駆けて世界連邦都市宣言を行って以来、世界の恒久平和実現に向けて宣言自治体の中でリーダー的な役割を果たしています。
- 10月14日を「平和と環境の日」と定め、綾部世界連邦運動協会や綾部市市民憲章推進協議会、(社)綾部青年会議所、綾部市議会と連携した平和推進活動を積極的に展開しています。
- 中国・常熟市と友好都市を締結し、文化・スポーツ・医療・教育など各分野で交流を行っています。
- イスラエル・エルサレム市との友好交流や、本市で2回の中東和平プロジェクトを開催するなど、全国に向けて世界平和の実現や世界連邦運動の普及に努めています。
- 市内在住の外国人が暮らしやすい環境をつくるため、綾部国際交流協会と連携して、日本語教室や法律相談などを実施しています。
- *あやべ特別市民制度や綾部市出身者で組織する「あやべ会」(京都、滋賀、大阪、東京)との連携を通じて、市のPRや情報交換に努めています。

課題

- 世界の平和や国際化に対する市民意識の高揚を図るとともに、市民や民間団体を主体とした交流活動がより一層活発に行われるよう支援する必要があります。

■平和啓発イベント参加等の状況



世界連邦都市宣言:全世界の人々と共に永久平和の確立を目指す世界連邦運動の趣旨に賛同する地方自治体が宣言するもの。綾部市は、全国に先駆けて昭和25年10月に宣言。

中東和平プロジェクト:世界連邦都市宣言とエルサレム市との友好交流を背景に中東和平を具体的な行動で示したプロジェクト。2003年と2010年に、イスラエルとパレスチナの遺児を本市に招いて実施。

あやべ特別市民制度:綾部市出身者やゆかりがある人と綾部をつなぐ目的で平成12年に創設した制度。広報紙・ふるさと産品の送付を行うほか、交流会を実施。

施策の目標

- 世界連邦運動を推進し、人権・平和を守る先導的な役割を担うとともに、国際交流、国内交流を通じて、より多様で個性的なまちづくりを目指します。

計画

世界連邦の推進

- *世界連邦都市宣言第1号都市として、世界連邦宣言自治体全国協議会の加盟自治体と連携し、世界連邦実現に向けた取組を展開します。
- 地球市民の集いなど、市民主体で行われる平和啓発イベントの開催を支援します。

国際交流の促進

- 綾部市日本中国友好協会等と連携し、中国・常熟市との友好交流事業を継続しながら、民間交流をより促進する方策を検討します。
- イスラエル・エルサレム市との友好交流について、平和や文化をキーワードに今後の交流のあり方を検討します。
- 綾部国際交流協会と連携し、国際交流活動や日本語教室を展開するなど、多文化共生のまちづくりを推進します。
- 市内在住の外国人のための生活相談や情報提供を実施するとともに、暮らしやすい環境整備に努めます。

地域間交流の促進

- *あやべ特別市民制度やあやべ会を通じて、市のPRや地域特産品の情報発信に努めます。
- 足利尊氏や合気道の開祖・植芝盛平など、全国のゆかりのまちとの友好交流を促進します。
- *NPO法人里山ねっと・あやべや水源の里連絡協議会などと連携し、都市との交流を推進します。

目標とする指標	基準値(平成21年度)	目標値(平成27年度)
地球市民の集い 参加者数(年間)	150人	200人
あやべ特別市民制度登録数(累計)	820人	1,500人
綾部国際交流協会日本語教室等参加者数(年間)	765人	900人

NPO法人里山ねっと・あやべ:豊かな自然や地域の伝統文化、知恵、情報、人脈などをいかした参加型の事業を展開する特定非営利活動法人。